



## 一般廃棄物処理施設設置許可証

令和5年4月19日

住 所 沖縄県うるま市字州崎8番地2  
氏 名 拓南商事株式会社 代表取締役 川上 哲史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日	令和5年4月19日	許可番号	第33号
施設の種類及び 処理する 一般廃棄物の種類	1 施設の種類 ごみ処理施設（破碎施設） 2 一般廃棄物の種類 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず		
設置場所	沖縄県うるま市字州崎8番2、8番25、8番26、8番27及び8番29		
処理能力	75t/日 (15時間)		
許可の条件	1 周辺環境への影響を低減するために実施するとしている環境保全対策を確実に実施すること。 2 当該施設に起因した環境に関する苦情等の申し出があった場合及び環境保全上の問題が生じた場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。		
規則第3条第7項 の規定による許可 証の提出の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(裏面)

(許可等の履歴)

令和5年4月19日 設置許可